

改正

平成29年3月24日教委規則第3号

恵那市三学のまち推進委員会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、恵那文化センター条例（平成16年恵那市条例第217号）第14条の規定に基づき設置する恵那市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の名称)

**第2条** 審議会の名称は、恵那市三学のまち推進委員会（以下「委員会」という。）とする。

(審議事項)

**第3条** 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 市民三学運動の推進に関すること。
- (2) 恵那市三学のまち推進計画の進行管理等に関すること。
- (3) 公民館における各種の事業の企画実施に関すること。
- (4) その他生涯学習のまちづくりに関すること。

(委員長等)

**第4条** 委員会に委員長1人及び副委員長3人以内を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(議事)

**第6条** 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

一部改正〔平成29年教委規則3号〕

(その他)

**第8条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会で定める。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (平成29年3月24日教委規則第3号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。